（投資育成会社又は投資育成組合が取得する法第二条第一項第一号に掲げる法人の持分又は株式の要件）

第六条　投資育成会社又は投資育成組合が事業計画の承認を受けようとするとき（法第三条第二項第二号に規定する農林漁業法人等に法第二条第一項第一号に掲げる法人が含まれるときに限る。）においては、当該投資育成会社又は当該投資育成組合が取得する当該法人の持分又は株式（新株予約権の目的となる株式を含む。以下同じ。）に係る議決権の合計は、当該法人の総株主等の議決権（総株主又は総出資者の議決権（株式会社にあっては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）をいう。）の百分の五十を超えてはならない。

（実施状況の報告）

第七条　（略）

2　（略）

3　第一項の報告には、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一　承認会社　次に掲げる書類

イ～ハ　（略）

ニ　当該承認会社の役員が、第四条第二項第八号に規定する者に該当しないことを誓約する書面

ホ　当該承認会社の役員が、第四条第二項第九号イからホまでのいずれにも該当しないことを証する書類

（投資育成会社又は投資育成組合が取得する農業法人の持分又は株式の要件）

第四条　投資育成会社又は投資育成組合が事業計画の承認を受けようとするときにおいては、当該投資育成会社又は当該投資育成組合が取得する持分又は株式（新株予約権の目的となる株式を含む。以下同じ。）に係る議決権の合計は、当該農業法人の総株主等の議決権（総株主又は総出資者の議決権（株式会社にあっては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）をいう。）の百分の五十を超えてはならない。

（実施状況の報告）

第五条　（略）

2　（略）

3　第一項の報告には、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一　承認会社　次に掲げる書類

イ～ハ　（略）

ニ　当該承認会社の役員が、第二条第二項第八号に規定する者に該当しないことを誓約する書面

ホ　当該承認会社の役員が、第二条第二項第九号イからホまでのいずれにも該当しないことを証する書類

ニ　承認組合　次に掲げる書類

イ・ロ　（略）

ハ　当該承認組合の無限責任組合員が、第四条第三項第八号イ又はロのいずれにも該当しないことを誓約する書面

ニ　当該承認組合の無限責任組合員が、第四条第三項第九号イからトまでのいずれにも該当しないことを証する書類

ホ　当該承認組合の有限責任組合員が、第四条第三項第十号イからハまでのいずれにも該当しないことを証する書類

（投資事業有限責任組合契約に関する法律の特例に関する確認の申請）

第八条　承認組合の無限責任組合員は、法第十二条第一項の規定により確認を受けようとするときは、別記様式第四号による申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。提出した申請書の変更（当該申請書に記載されている内容の趣旨の変更を伴わない軽微な変更を除く。）が生じた場合も同様とする。

2　承認組合の無限責任組合員が前項の規定により提出する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　農林漁業法人等投資育成事業の対象となる外国法人である農林漁業法人等の定款の写し及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

二　農林漁業法人等投資育成事業の対象となる外国法人である農林漁業法人等が国内事業者と密接な関連性を有するとともに、当該外国法人である農林漁業法人等が営む事業又はその行う事業活動が当該国内事業者の事業の発展に寄与することを証する書類

ニ　承認組合　次に掲げる書類

イ・ロ　（略）

ハ　当該承認組合の無限責任組合員が、第二条第三項第八号イ又はロのいずれにも該当しないことを誓約する書面

ニ　当該承認組合の無限責任組合員が、第二条第三項第九号イからトまでのいずれにも該当しないことを証する書類

ホ　当該承認組合の有限責任組合員が、第二条第三項第十号イからハまでのいずれにも該当しないことを証する書類

（新設）